



災害時の公費解体等における石綿飛散防止対策について

令和 8 年 7 月 14 日

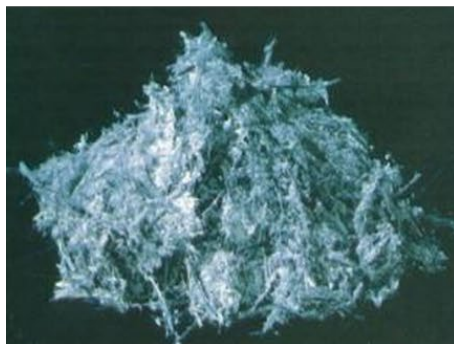
環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室



石綿（アスベスト）とは

- 石綿は、天然の珪酸塩鉱物繊維状の鉱物で、「繊維状で紡織性を有すること」、「耐熱性に優れていること」、「曲げや引張りに強いこと」、「耐薬品性に優れていること」、「熱絶縁性を有していること」等の特性を有することから、工業原料として広範多岐に使用された。（現在は、石綿を含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されている。）
- 石綿製品の種類は少なくとも3,000以上あったと言われており、我が国の石綿消費量のうち約9割は建材製品（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）が占めている。昭和30年頃から建材として使用され始め、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。他に摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途がある。
- 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和6年には1,562人となっており、3倍以上に増加している。

クロシドライト（青石綿）



アモサイト（茶石綿）



クリソタイル（白石綿）

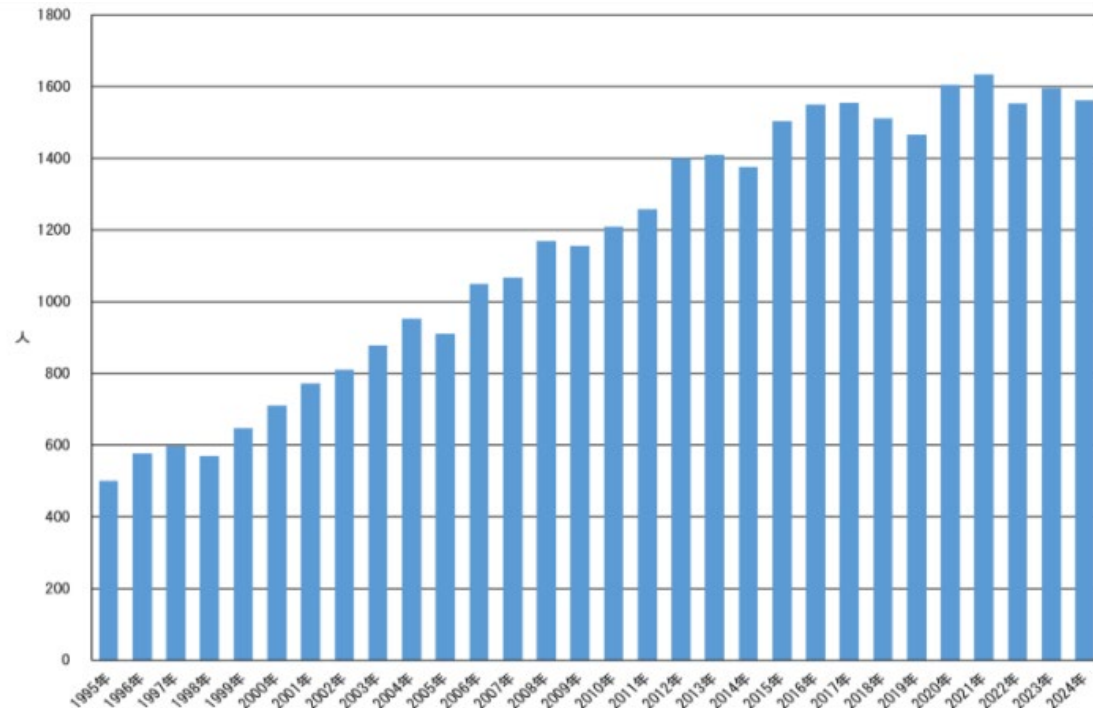


出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

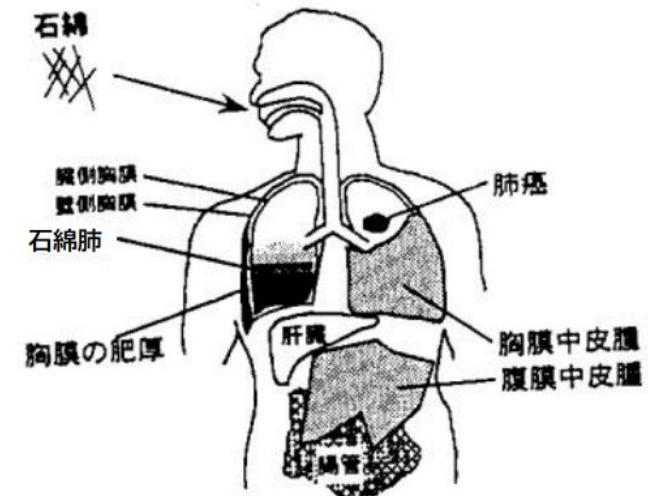
※このほかに、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

■ 代表的な石綿関連疾患

- 石綿にばく露して引き起こされる疾患としては、じん肺（石綿肺）、肺がん、悪性中皮腫、良性石綿胸水（胸膜炎）、びまん性胸膜肥厚等がある。
- 中皮腫は、胸膜、心膜、腹膜等のしょう膜腔を覆う中皮表面等から発生する、**悪性腫瘍（がん）**である。
- 石綿関連疾患は**15～40年の潜伏期間**を経て発症することが多い。
- 原因が石綿に特化している「中皮腫」による死亡者数は、2015年以降、毎年1,500人前後で推移している。



日本の人口動態統計による中皮腫死亡者数の推移（1995-2024）



石綿によって起こる病気とその部位

(出典:せきめん読本(平成8年3月))

災害時の公費解体等における石綿飛散防止対策について

- 災害時には、石綿含有建材が使用されている建築物等が倒壊・損壊して石綿含有建材が外部に露出することにより石綿が飛散し、住民や災害対応の従事者がばく露するおそれがあります。また、多数の被災建築物等の解体・改造・補修工事や大量の廃棄物処理が行われることから、適切な飛散防止措置が講じられない場合には、平常時以上に石綿の飛散・ばく露の可能性が高まることが懸念されます。
- こうしたことから環境省では、「**災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル**」を策定し、災害時の石綿飛散防止対策を推進しています。
- 地方公共団体の災害廃棄物（公費解体）担当部署においては、公費解体や仮置場の管理等において石綿の飛散防止対策が必要となります。

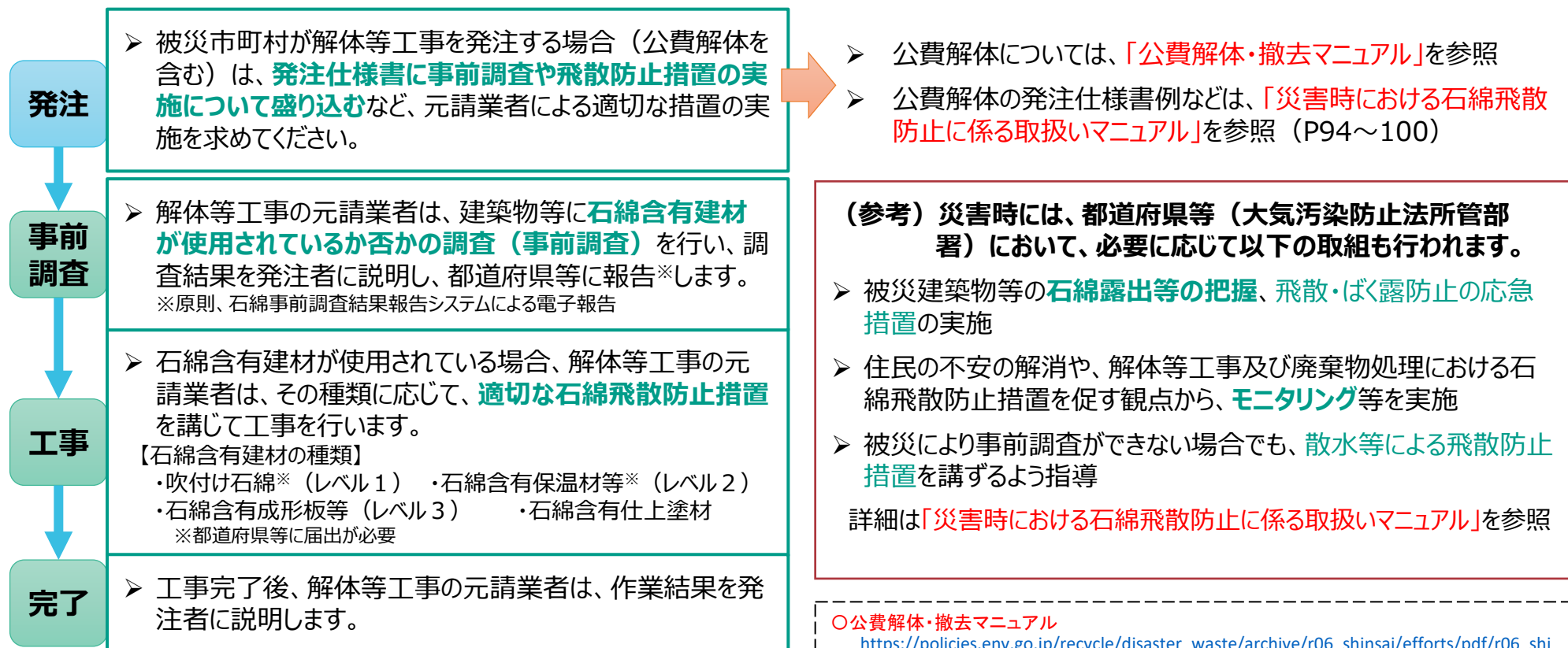
都道府県の廃棄物担当者の皆様にお願ひしたいこと

以下の事項について、研修会等の機会に管内の市町村の公費解体の担当部局に情報共有する等、災害時の公費解体等における石綿飛散防止対策が円滑に進むように、平時からの取組をお願ひしたい。

- 公費解体の実施にあたって、市町村の公費解体担当部局は、公費解体の発注者として、請負業者に対し、大気汚染防止法に基づく石綿飛散防止対策の指導・監督をする必要があること。
- 被災により石綿が露出した建築物等について、所有者等により公費解体の申請がなされた場合、住民等の石綿の飛散による健康被害を防止するため、可能な限り優先順位を上げて早期に解体に着手する必要があること。
- 詳細は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を参考とすること。

災害時の建築物解体等における石綿飛散防止対策について

- 建築物等の解体等工事を行う場合は、「大気汚染防止法」に基づき、石綿含有建材の有無等に係る調査（事前調査）を行い、適切な石綿飛散防止措置を講じる必要があります。
- 被災市町村が解体等工事を発注する場合（公費解体を含む）は、発注時に、請負業者に事前調査や飛散防止措置の実施を求め、確実に実施されるよう指導をしてください。



上記の事前調査から工事完了までの流れは、平常時と災害時で共通
大気汚染防止法等の制度の詳細は、「**建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル**」を参照

- 公費解体・撤去マニュアル
https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/archive/r06_shinsai/efforts/pdf/r06_shinsai_info_240605_02.pdf
- 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル
https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html
- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

- 災害時における石綿飛散・ばく露防止に係る各主体（地方公共団体、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者・元請業者・廃棄物処理業者等）に求められる石綿の飛散・ばく露防止対策について記載
- 災害時に、早急に必要な事項を確認できるよう「概要版」及び「対応管理シート（チェックリスト）」も作成（環境省ホームページ） https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

災害時における石綿飛散防止に係る
取扱いマニュアル(第4版)

令和8年4月

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

災害時における
石綿飛散防止に係る
取扱いマニュアル(第4版)

【概要版】

災害時対応管理シート(初動時:石綿露出状況等調査・解体等工事関係)【アスベスト総指針等用】			
実施事項等	石綿飛散・ばく露防止対策等		
(1) 災害時体制の整備	①災害時マニュアル等の確保・入手	☐ 災害時のマニュアル等は手元にあるか 文書名・保管場所:	
	②関係機関の連絡先の確保・入手	☐ ③の連絡先リスト等は手元にあるか 文書名・保管場所:	
	③石綿露出状況等の情報受け入れ体制の整備	☐ 情報受付窓口を設置したか	
		☐ 関係部署や一般に窓口を設置することを連絡・周知・依頼したか	
		☐ 受付対応の方法を確認したか	
		手順記載文書:	
	④資機材の確保	周知文章等々の保管場所:	
		☐ 調査等に使用する資機材、防じんマスクは確保したか	
		※出先で作業の場合は③④で確認、不足が生じている場合は③④で関係機関等に依頼する。	
		資機材保管場所:	
(2) 初動対応者・住民等への注意喚起	資機材保管場所:		
	☐ 発出すべき事項・内容を確認したか		
	☐ 注意喚起の発出先を確認したか		
	☐ 発出方法を確認したか		
	手順記載文書:		
	周知文章・チラシ等の保管場所:		
	(3) 被災先機関・研究機関等の被災状況	☐ 人的被害、建物被害はあるか	
		☐ 石綿飛散防止に関する応援が必要か	
		☐ 石綿飛散防止に関して他機関等への応援は可能か	
		☐ 防じんマスクは確保しているか	
連絡先リスト:			
手順記載文書:			
(4) 被災先地方公共団体の被災状況【都道府県】		☐ 人的被害、建物被害はあるか	
		☐ 石綿飛散防止に関する応援が必要か	
		☐ 石綿飛散防止に関して他機関等への応援は可能か	
		☐ 防じんマスクは確保しているか	
	連絡先リスト:		
	手順記載文書:		
	(5) 被災する施設の被災状況(石綿飛散・ばく露の恐れがある施設等)	☐ 届出対象特定工事現場に石綿の飛散・ばく露はないか	
		☐ 報告対象特定工事現場に石綿の飛散・ばく露はないか	
		☐ その他特定施設届出施設に石綿の飛散・ばく露はないか	
		☐ 石綿の飛散・ばく露があった場合は状況や措置の実施状況を確認したか	
連絡先リスト:			
手順記載文書:			
(6) 指定連絡先の被災状況		☐ 建材調査機関の人的被害はないか、応援対応は可能か	
		連絡先リスト:	
		手順記載文書:	
		☐ 避難所開設情報を入手したか	
	情報照会先:		
	(7) 避難所の石綿露出等の有無	☐ 避難所での石綿含有建材の使用有無を確認したか	
		情報記載文書等:	
		☐ 避難所で建材の破壊や石綿露出、飛散のおそれ等の情報は入ったか	
		情報入手先:	
		アスベスト調査台帳を入手したか(入手・ある・ばく露のリスクを評価している場合は⑤参照のもの)	
入手先・保管場所等:			
(8) その他建物情報の入手		☐ 建物被害情報を入手したか	
		情報照会先:	

■A県の事例

- 災害により石綿（レベル1建材）が露出した建物について、1年以上解体が行われなかった。
当該建物は住宅街の中にあり、周辺住民が石綿にばく露する可能性がある状態が続いていた。
- 建物所有者が自ら飛散防止措置を行うことができず、都道府県（大気汚染防止法担当部署）が建築物の所有者に対して、すみやかな公費解体の申請を要請したが、なかなか申請が行われなかった。
- また、申請された後、都道府県が早期の公費解体の実施を要請したものの、市町村（公費解体担当部署）は、当該建物を他の建物と同様に扱ったため、公費解体の着手に時間がかかった。

■B県の事例

- 石綿の露出が確認された被災建物は、市（大防法政令市）により優先的な対応が行われた。

■A県とB県の違い

- A県の事例は、都道府県が大気汚染防止法を所管しており、公費解体担当する市町村では、普段、アスベストに関する業務を行っていなかった。一方、B県の事例は、市が大気汚染防止法と公費解体の両方を所管しており、職員がアスベストの危険性や対策の重要性について十分に把握をしていた。



研修会等の機会に管内の市町村の担当部局に情報共有する等、災害時の公費解体等における石綿飛散防止対策が円滑に進むように、平時からの取組（スライド3に記載）をお願いしたい。6